

第48号議案

訴えの提起について

市営住宅明渡し等の訴えを提起することについて，地方自治法第96条第1項第12号の規定により，市議会の議決を求める。

平成26年6月9日提出

芦屋市長 山 中 健

記

1 事件名 市営住宅明渡し等請求事件

2 相手方

3 訴えの提起の理由

相手方は，市営住宅使用料を長期にわたり滞納しており，再三再四の催告等に応

じないため、訴えにより市営住宅の明渡し並びに滞納使用料及び損害金の支払を求めるもの。

4 事件に関する取扱い

上訴、和解その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。